

雇用保険受給者の皆様へ

雇用保険の詳細につきましては、本来、2時間30分程度の雇用保険受給者説明会にご出席していただきご説明させていただいているところですが、当面、新型コロナウイルス感染防止対策として雇用保険受給者説明会の実施を中止させていただきます。

については、雇用保険受給者説明会の代替措置として、神奈川県労働局のホームページにあります雇用保険の説明動画を視聴していただくか、「雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり」を熟読していただくことといたしました。

なお、「雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり」を熟読いただく場合は、特に次のしおりの目次項目について良く目を通して頂きますようお願いいたします。

項目13 失業の認定とは？

- ・基本手当の支給を受けるためには、原則として4週間（28日）に1回の指定された日（これを失業の認定日と言います。）に必ずあなたご自身がハローワークへ来所のうえ、失業の状態であったことを「失業認定申告書」により申告する必要があります。（認定日はハローワークが指定します。）

項目14 失業認定申告書の書き方

- ・失業認定申告書は、基本手当を受けるための重要な書類ですから、該当する欄に正確に記入して下さい。（鉛筆は不可。黒のボールペンまたは万年筆で記入して下さい。）**万一、偽りの申告をすると、不正受給として処分されます。**
- ・1の欄の就業等について「ア した」に○をつけられた場合、必ずカレンダーに就業等をされた日に○（1日に4時間以上就業された場合）か×（1日に4時間未満就業された場合）を正確に記入して下さい。この場合、収入の有無に関係なく記入する必要があります。収入があった場合については、2の欄に正確に記入して下さい。
- ・就職活動実績の記入欄には、就職活動された状況について記入していただきます。原則、認定日の前日までに2回以上（給付制限がある場合は、認定期間では3回以上）の活動実績が必要です。

項目15 求職活動実績とは

- ・客観的に確認することができる仕事探しの実績のことをいいます。

具体的には

1. 求人に応募した場合
2. ハローワーク等の窓口での求職相談（新聞広告を見た、インターネットで検索した、ハローワークで求人検索をしたというのは不可）
3. ハローワーク等で行う各種セミナーへの出席
4. その他につきましては、「16. 求職活動実績にはどんなものがあるの？」を参考にしてください。

上記の活動について、毎回**認定日の前日までに2回以上の求職活動実績が必要**です。**給付制限がある場合**には、初回の認定日から2回目の認定日の前日までに**3回以上の求職活動実績**が必要です。

項目 2 1 認定日の変更について

- ・認定日には原則、ご自身がお来所し申告する必要があります。
- ・原則認定日の変更はできませんが、p 2 5に記入されている「やむを得ない理由とは」に記入されていることを理由として来所できない場合には、必ず事前にハローワークに連絡したうえで指示を受けてください。

項目 2 2 就職または事業を開始することが決まったときは？

- ・就職（試用期間、研修期間、アルバイト、パートを含む）等が決まりましたら、雇用保険給付課へ電話等によりご連絡ください。その後の対応についてご指示させていただきます。
- ・就職（試用期間、研修期間、アルバイト、パートを含む）または事業を開始することが決まった時は、原則として、就職または事業（事業開始のための準備期間がある場合は準備期間を含む。）を開始する前日にハローワークに来所のうえ、失業認定申告書により就職の届出を行い、失業の認定を受けてください。就職日の前日がハローワークの雇用保険業務を行っていない場合は、就職日直前の雇用保険業務を行っている日に届出してください。

項目 3 5 失業給付は正しく受給しましょう

・失業給付の支給を受けることができないにもかかわらず、偽りまたは不正な手段によって失業等給付を受けようとすることを不正受給といいます。（現実に支給を受けたか否かは問いません。）

・不正受給をすると

1. 支給停止
2. 返還命令（不正に支給した金額について全額返還）
3. 納付命令（不正に支給した金額について全額返還とともに、不正に受給した金額の2倍に相当する額をさらに収めていただきます。）
4. 不正受給した日の翌日から延滞金が課せられます。
5. これらの返還金などの納入を怠ると、財産の差し押さえが行われることがあります。
6. 悪質な場合には、詐欺罪等で処罰されることがあります。

※その他

ご不明な点につきましては、雇用保険給付課へ電話等によりご質問ください。

※ 本来、雇用保険受給者説明会の中でお渡しする予定でありました「雇用保険受給資格者証」につきましては、初回認定日にお渡しいたします。初回認定日につきましては「雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり」に挟んであります「失業認定申告書」の左下に印字されております日付及び時間帯に沿ってご来所いただきます。来所の際には直接3階大会議室へお越しいただきますようお願いいたします。ご不便をおかけいたしますが何卒よろしくようお願いいたします。

なお、動画を視聴なさるには、神奈川県労働局のホームページの「各種法令・制度・手続き」をクリック ⇒ 「雇用保険」をクリック ⇒ 「雇用保険説明会用DVD視聴」 ⇒ 「アドレス」をクリック によりご視聴できます。